

予算特別委員会資料

# 令和2年度予算説明書

交通局



# 目 次

○ 令和2年度予算編成方針	1	
I. 令和2年度予算の概要		
< 自動車事業会計 >	3	
< 高速鉄道事業会計 >	13	
1 業務の予定量	4	
1 業務の予定量	14	
(1) 運転計画表	4	
(1) 運転計画表	14	
(2) 建設改良事業の概要	4	
(2) 建設改良事業の概要	14	
2 収入支出一覧	5	
2 収入支出一覧	15	
(1) 収益的収入及び支出	5	
(1) 収益的収入及び支出	15	
(2) 資本的収入及び支出	5	
(2) 資本的収入及び支出	15	
3 予算実施計画	6	
3 予算実施計画	16	
(1) 収益的収入及び支出	6	
(1) 収益的収入及び支出	16	
(2) 資本的収入及び支出	8	
(2) 資本的収入及び支出	18	
4 債務負担行為	10	
4 債務負担行為	20	
5 企業債	10	
5 企業債	20	
6 一時借入金	10	
6 一時借入金	20	
7 他会計からの補助金	10	
7 他会計からの出資金	20	
8 たな卸資産の購入限度額	10	
8 他会計からの補助金	20	
(参考)		
9 たな卸資産の購入限度額	20	
令和2年度予定キャッシュ・フロー計算書	11	
10 重要な資産の取得	21	
令和2年度予定貸借対照表	12	
(参考)		
	令和2年度予定キャッシュ・フロー計算書	22
	令和2年度予定貸借対照表	23
II. 令和2年度主要事業	25	
III. 関連議案	31	



## 令和2年度予算編成方針

交通局では、少子超高齢化の進展、人口減少傾向の継続、施設の老朽化、大規模災害への対応など、公共交通を取り巻く環境が急激に変化する中でも、みなさまに必要とされる公共交通であり続けるために、「市民の足」としての役割を積極的に果たし、神戸のひとの暮らしとまちの発展を支えていく。

令和2年度は、「神戸市営交通事業 経営計画 2020(計画期間:平成 28 年度～令和2年度)」の最終年であり、施策の実現に全力で取り組み、また徹底した経営改善を推し進め、安全で信頼できるサービスの提供とこれを支えるしっかりとした経営基盤の確立に取り組む。

財政状況について、自動車事業会計においては、乗客数の減少傾向等を考慮し、約1億3千万円の赤字を見込んでいる。このままでは近い将来、経営健全化団体に陥ってしまう状況であることから、さらなる経営改善に取り組んでいく。

高速鉄道事業会計においては、西神・山手線の新型車両の導入による資本費負担の増加等により、約5億1千万円の赤字を見込んでいる。依然として多額の債務・累積欠損金を抱えていることや、今後、駅舎やホームドア等の大規模な投資を控えていることから、引き続き経営改善に取り組んでいく。

令和2年度は、阪急グループが保有する北神急行線に関する資産等を交通局が譲り受けて、令和2年6月1日から、北神急行線の市営化を行う。既存インフラを有効に活用し、北神急行線の運賃を低減することで交通利便性を高め、沿線の魅力向上に繋げる。くわえて、名谷駅周辺地域の玄関口としての魅力向上、駅利用者の利便性・快適性の向上を目指し、名谷駅のリニューアルに向けた設計に着手する。

また、平成 31 年4月 21 日に発生した市バス重大事故を受けて、研修の充実、健康管理体制の強化、4月 21 日を忘れない取り組みの実施、バス車両への衝突警報装置の設置等の安全性向上及び再発防止策を講じていくことで、失われた神戸市バスへの信頼を回復する努力を全力で行っていく。

その他にも、人口減少・高齢化社会に対応した持続可能な交通体系の実現として、市バス IC カード2タッチ化や乗車ポイントシステムの構築、市バス配置基準の検討等を行い、さらなるサービスの充実と経営改善に向けた取り組みを行う。



# I . 令和2年度予算の概要

## 〈自動車事業会計〉

# 1 業務の予定量

## (1) 運転計画表

区 分	年 間	1 日 平 均	備 考
乗 車 人 員	65,304,489 人	178,916 人	敬老・福祉乗車人員等を含む
乗 車 料 収 入	10,489,804,000 円	28,739,189 円	敬老・福祉乗車負担金等を含む
運 転 走 行 キ ロ	17,293,664 km	47,380 km	
走行1キロ当り乗車人員	3.78人		
走行1キロ当り乗車料収入	606円57銭		
1 人 平 均 乗 車 料 収 入	160円63銭		
在 籍 車 両 数	514両		
1 日 平 均 運 転 車 両 数	442両		
乗 務 員 数	運転士259人		

## (2) 建設改良事業の概要

事 業 名	概 要	事 業 費
バス車両購入	路線バス購入	342,160 千円
建物建設工事	営業所建替工事, バス停留所設置工事等	673,261
機械装置設置	料金箱收受システム更新等	1,208,180
車両改良工事	ドライブレコーダー更新等	41,712
合 計		2,265,313

## 2 収入支出一覧

### (1) 収益的収入及び支出

(単位：千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 自動車 事業収益		11,725,965	1 自動車 事業費		11,674,339
	1 営業収益	10,801,455		1 営業費用	11,418,049
	2 営業外収益	774,754		2 営業外費用	206,290
	3 特別利益	149,756		3 予備費	50,000

(注) 当年度純損益(税抜)は △127,305千円、累積損益は △126,574千円となる。

### (2) 資本的収入及び支出

(単位：千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 資本的収入		2,410,636	1 資本的支出		2,539,129
	1 企業債	2,265,000		1 建設改良費	2,265,313
	2 他会計繰入金	143,590		2 企業債償還金	253,157
	3 財産収入	1,796		3 投 資	659
	4 雑収入	250		4 予備費	20,000

### 3 予算実施計画

#### (1) 収益的収入及び支出

##### ①収 入

款	項	目	予 定 額	説 明
1 自動車事業収益			千円	
			11,725,965	
		1 営業収益	10,801,455	※参考
		1 運輸収入	8,740,462	乗車料金 敬老・福祉乗車負担金等 ] 広告料等
		2 他会計負担金	1,749,342	
		3 運輸雑収入	311,651	
		2 営業外収益	774,754	
		1 受取利息及配当金	3	預金利息
		2 県補助金	6,920	運輸事業振興助成補助金
		3 他会計補助金	709,840	自動車事業運営のための一般会計補助金
		4 長期前受金戻入	13,021	減価償却等に対応する長期前受金の収益化
		5 他会計繰入金	21,000	交通事業基金運用益の繰入金
		6 雑収入	23,970	負担金収入等
3 特別利益	149,756			
1 固定資産売却益	149,756	資産売却収入		

※参考

年 間

1日平均

乗 車 人 員                      65,304千人                      178,916人

乗 車 料 収 入                      10,489,804千円                      28,739千円

1人平均乗車料収入                      160円63銭

②支 出

款	項	目	予 定 額	説 明	
1 自動車事業費	1 営業費用		千円		
			11,674,339		
			11,418,049		
		1 建物保存費	63,650	建物の維持補修に必要な費用	
		2 車両保存費	1,070,074	車両の維持補修に必要な費用	
		3 運 転 費	8,992,695	運転に必要な費用	
		4 運輸管理費	759,192	運輸管理に必要な費用	
		5 一般管理費	300,225	一般管理に必要な費用	
		6 減価償却費	232,213	固定資産減価償却費	
			206,290		
			2 営業外費用		
			1 支払利息及び 企業債諸費	70,118	企業債等の支払利息及び諸手数料
			2 消 費 税	136,119	消費税及び地方消費税納付額
	3 雑 支 出	53			
	3 予 備 費	50,000			
	1 予 備 費	50,000			

給与費内訳

職員397人（短時間勤務職員21人を含む）の給料 1,457,876千円、手当等 1,678,264千円、法定福利費 647,114千円を計上

(2) 資本的収入及び支出

①収 入

款	項	目	予 定 額	説 明
1 資本的収入			千円	
			2,410,636	
	1 企 業 債		2,265,000	
		1 企 業 債	2,265,000	建設改良費に充当する企業債
	2 他会計繰入金		143,590	
		1 他会計繰入金	143,590	高速鉄道事業会計からの繰入金
	3 財 産 収 入		1,796	
		1 財 産 収 入	1,796	資産売却代等
4 雑 収 入		250		
	1 雑 収 入	250		

②支 出

款	項	目	予 定 額	説 明
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費		千円	
			2,539,129	
			2,265,313	
		1 建 設 費	2,104,332	車両購入費、営業所建替工事費等
		2 改 良 費	160,981	バスロケーションシステム改良等
		2 企 業 債 償 還 金	253,157	
		1 企 業 債 償 還 金	200,157	企業債元金償還金
		2 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金	53,000	資本費平準化債元金償還金
	3 投 資			
		659		
	1 投 資	659	自動車リサイクル料金の預託	
	4 予 備 費			
		20,000		
	1 予 備 費	20,000		

## 4 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
自動車事業修繕等 (令和2年度)	令和2～3年度	30,000千円
自動車事業建設 (令和2年度)	令和2～3年度	150,000千円

## 5 企業債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自動車事業	千円 2,265,000	公債証券の発行 又は消費貸借の 方法により、借 り入れる（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。）。	9%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	借入日の翌日から据置期 間を含め、30年以内に毎 年度元利均等その他の方 法により償還する。ただ し、財政上の都合等によ り定額以上を償還し、又 は借り換えることができ る。政府資金を借り入れ る場合は、その融資条件 による。
合 計	2,265,000			

## 6 一時借入金

借入限度額 2,700,000 千円

## 7 他会計からの補助金

709,840 千円

## 8 たな卸資産の購入限度額

15,000 千円

## (参考)

### 令和2年度神戸市自動車事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純損失	△ 127,305
	減価償却費	232,213
	退職給付引当金の増減額	△ 229,147
	賞与・法定福利費引当金の増減額	△ 9,053
	長期前受金戻入	△ 13,021
	受取利息及び受取配当金	△ 3
	支払利息	59,309
	固定資産除却損	78,435
	未収金の増減額	△ 34,407
	未払金の増減額	554,566
	前受金の増減額	9,993
	預り金の増減額	△ 816
	消費税資本的収支調整額	207,753
	小計	<u>728,517</u>
	利息及び配当金の受取額	3
	利息の支払額	<u>△ 59,309</u>
	<b>業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>669,211</b>
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 2,285,313
	財産収入による収入	551
	雑収入による収入	250
	投資の増減額	<u>586</u>
	<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 2,283,926</b>
3	建設改良費等の財源に充てる企業債収入	2,265,000
	建設改良費等の財源に充てた企業債償還	△ 253,157
	一時借入による収入	2,700,000
	一時借入金の返済による支出	△ 2,700,000
	他会計繰入金による収入	<u>143,590</u>
	<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>2,155,433</b>
	資金増加額	540,718
	資金期首残高	<u>831,394</u>
	資金期末残高	<b>1,372,112</b>

令和2年度神戸市自動車事業会計予定貸借対照表

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>固 定 資 産</b>	17,995,117	<b>固 定 負 債</b>	8,114,904
運送施設有形固定資産	36,118,484	企 業 債	4,995,402
減価償却累計額	△ 18,219,086	引当金(退職給付引当金)	2,962,254
計	17,899,398	そ の 他 固 定 負 債	157,248
関連施設有形固定資産	191,177	<b>流 動 負 債</b>	4,748,265
減価償却累計額	△ 134,607	一 時 借 入 金	900,000
計	56,570	企 業 債	177,096
運送施設無形固定資産	11,508	未 払 金	2,450,943
関連施設無形固定資産	601	前 受 金	873,613
投 資	27,040	預 り 金	21,718
<b>流 動 資 産</b>	2,830,194	引当金(賞与等引当金)	246,596
現 金 預 金	1,372,112	そ の 他 流 動 負 債	78,299
未 収 金	1,452,707	<b>繰 延 収 益</b>	223,664
貯 蔵 品	5,375	長 期 前 受 金	2,564,406
		収 益 化 累 計 額	△ 2,340,742
		<b>資 本 金</b>	4,774,499
		<b>剰 余 金</b>	2,963,979
		資 本 剰 余 金	3,090,553
		欠 損 金	△ 126,574
		未 処 理 欠 損 金	△ 126,574
<b>合 計</b>	20,825,311	<b>合 計</b>	20,825,311

# I . 令和2年度予算の概要

## 〈高速鉄道事業会計〉

# 1 業務の予定量

## (1) 運転計画表

区 分	年 間	1 日 平 均	備 考
乗 車 人 員	118,600,910 人	324,934 人	敬老・福祉乗車人員等を含む
乗 車 料 収 入	21,780,660,000 円	59,673,041 円	敬老・福祉乗車負担金等を含む
運 転 走 行 キ ロ	21,840,121 km	59,836 km	
走行1キロ当り 乗 車 人 員	5.43人		
走行1キロ当り 乗 車 料 収 入	997円28銭		
1 人 平 均 乗 車 料 収 入	183円65銭		
在 籍 車 両 数	238両		
1 日 平 均 運 転 車 両 数	191両		
列 車 編 成	(西神・山手線) 6両編成	(海岸線) 4両編成	
乗 務 員 数	運転士118人 車掌55人		

## (2) 建設改良事業の概要

事 業 名	概 要	事 業 費
高 速 鉄 道 建 設	北神線資産等取得，西神・山手線 新造車両購入，変電施設更新工事，連動装置・ATC装置更新工事，駅舎等改修工事，総係費等	千円 34,556,434
付 帯 事 業 建 設	駅ビル設備改修工事等	386,682
合 計		34,943,116

## 2 収入支出一覧

### (1) 収益的収入及び支出

(単位：千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1	高速鉄道 事業収益	27,895,443	1	高速鉄道 事業費	26,942,736
	1 営業収益	24,275,701		1 営業費用	24,118,472
	2 営業外収益	3,619,742		2 営業外費用	2,774,264
				3 予備費	50,000

(注) 当年度純損益(税抜)は △509,660千円、累積損益は △74,960,299千円となる。

### (2) 資本的収入及び支出

(単位：千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1	資本的収入	41,787,776	1	資本的支出	49,993,882
	1 企業債	28,347,000		1 建設改良費	34,943,116
	2 出資金	6,910,000		2 企業債償還金	11,318,230
	3 補助金	2,961,830		3 投資	1,906,749
	4 財産収入	220,692		4 保証金返還金	1,662,197
	5 基金繰入金	1,662,197		5 他会計繰出金	143,590
	6 雑収入	1,686,057		6 予備費	20,000

### 3 予算実施計画

#### (1) 収益的収入及び支出

##### ①収 入

款	項	目	予 定 額	説 明
1 高速鉄道事業収益	1 営業収益		千円	
			27,895,443	
			24,275,701	※参考
		1 運輸収入	20,268,029	乗車料金
		2 他会計負担金	1,512,631	敬老・福祉乗車負担金等
		3 運輸雑収入	1,543,384	広告料等
		4 付帯事業収入	951,657	土地物件貸付料
		2 営業外収益	3,619,742	
		1 受取利息及配当金	71	預金利息
		2 他会計補助金	1,510,286	高速鉄道事業運営のための一般会計補助金
		3 長期前受金戻入	2,071,185	減価償却等に対応する長期前受金の収益化
4 基金繰入金	21,000			
5 雑収入	17,200			

※参考

年 間

1日平均

乗 車 人 員      118,601千人      324,934人

乗 車 料 収 入      21,780,660千円      59,673千円

1人平均乗車料収入      183円65銭

②支 出

款	項	目	予 定 額	説 明
1 高速鉄道事業費	1 営業費用		千円	
			26,942,736	
			24,118,472	
		1 線路保存費	1,227,401	線路施設等の維持補修に必要な費用
		2 電路保存費	1,343,359	電路施設の維持補修に必要な費用
		3 車両保存費	1,125,103	車両の維持補修に必要な費用
		4 運 転 費	4,127,250	運転に必要な費用
		5 運 輸 費	3,420,511	駅務に必要な費用
		6 運 輸 管 理 費	1,759,539	運輸管理に必要な費用
		7 一 般 管 理 費	1,134,960	一般管理に必要な費用
		8 減 価 償 却 費	9,980,349	固定資産減価償却費
			2,774,264	
			2,731,493	企業債等の支払利息及び諸手数料
			21,000	自動車事業会計への繰出金
			21,771	
	50,000			
	50,000			

給与費内訳

職員619人（短時間勤務職員14人を含む）の給料2,427,407千円、手当等3,119,848千円、法定福利費 1,102,273千円を計上

(2) 資本的収入及び支出

①収 入

款	項	目	予 定 額	説 明
			千円	
1 資本的収入			41,787,776	
	1 企業債		28,347,000	
		1 企業債	27,571,000	建設改良費に充当する企業債
		2 特例債	492,000	企業債支払利息の一部に充当する企業債
		3 資本費平準化債	284,000	企業債元金償還金の一部に充当する企業債
	2 出資金		6,910,000	
		1 他会計出資金	6,910,000	高速鉄道建設のための一般会計出資金
	3 補助金		2,961,830	
		1 他会計補助金	2,900,443	高速鉄道建設のための一般会計補助金
		2 国庫補助金	61,387	高速鉄道建設のための国庫補助金
	4 財産収入		220,692	
		1 基金収入	220,692	交通事業基金運用益
	5 基金繰入金		1,662,197	
		1 基金繰入金	1,662,197	
	6 雑収入		1,686,057	
		1 保証金	1,686,057	駅ビル・駅構内店舗からの保証金

②支 出

款	項	目	予 定 額	説 明
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費		千円	
			49,993,882	
			34,943,116	
		1 用 地 費	2,215,581	鉄道用地等
		2 建 物 費	3,002,982	停車場建設費等
		3 線 路 設 備 費	16,016,029	土木工事費等
		4 電 路 設 備 費	2,301,079	電力線施設建設費等
		5 車 両 費	6,195,758	車両改良費
		6 機 械 装 置 費	3,973,258	停車場機械建設費等
		7 諸 権 利 費	689,288	地上権等
		8 総 係 費	162,459	職員給与費等
		9 付 帯 事 業 建 設 費	386,682	駅ビル設備改修工事等
		2 企 業 債 償 還 金	11,318,230	
		1 企 業 債 償 還 金	8,143,102	
		2 特 例 債 償 還 金	549,781	
		3 資 本 費 負 担 緩 和 債 償 還 金	1,220,637	
		4 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金	1,404,710	
		3 投 資	1,906,749	
		1 投 資	1,906,749	交通事業基金造成費
		4 保 証 金 返 還 金	1,662,197	
		1 保 証 金 返 還 金	1,662,197	駅ビル・駅構内店舗への保証金返還金
5 他 会 計 繰 出 金	143,590			
1 他 会 計 繰 出 金	143,590	自動車事業会計への繰出金		
6 予 備 費	20,000			
1 予 備 費	20,000			

給与費内訳

職員13人の給料 56,030千円、手当等 80,444千円、法定福利費 23,942千円を計上

## 4 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
高速鉄道事業修繕等 (令和2年度)	令和2～4年度	120,000千円
高速鉄道事業建設 (令和2年度)	令和2～7年度	25,773,622千円

## 5 企業債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高 速 鉄 道 事 業	千円 27,571,000	公債証券の発行 又は消費貸借の 方法により、借 り入れる（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。）。	9%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	借入日の翌日から据置期 間を含め、40年以内に毎 年度元利均等その他の方 法により償還する。ただ し、財政上の都合等によ り定額以上を償還し、又 は借り換えることができ る。政府資金を借り入れ る場合は、その融資条件 による。
特 例 債	492,000			
資 本 費 平 準 化 債	284,000			
合 計	28,347,000			

## 6 一時借入金

借入限度額 18,800,000 千円

7 他会計からの出資金 6,910,000 千円

8 他会計からの補助金 4,410,729 千円

9 たな卸資産の購入限度額 200,000 千円

## 10 重要な資産の取得

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	土 地	鉄 道 用 地 他	34,364m <sup>2</sup>
	建 物	新 神 戸 停 車 場 他	一 式
	線 路 設 備	ト ン ネ ル 他	一 式
	電 路 設 備	通 信 線 他	一 式
	車 両	車 両	一 式
	機 械 装 置	自 動 改 集 札 機 他	一 式
	無 形 固 定 資 産	地 上 権 他	一 式

## (参考)

### 令和2年度神戸市高速鉄道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 509,660
	減価償却費	9,980,349
	固定資産除却損	576,517
	長期前受金戻入	△ 2,071,185
	退職給付引当金の増減額	144,296
	賞与・法定福利費引当金の増減額	△ 578
	長期前受金の増減額	△ 2,864
	受取利息及び受取配当金	△ 71
	支払利息	2,603,696
	消費税資本的収支調整額	2,631,220
	未収金の増減額	△ 531,573
	未払金の増減額	1,105,360
	小計	13,925,507
	利息及び配当金の受取額	71
	利息の支払額	△ 2,603,696
	<b>業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>11,321,882</b>
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 34,963,116
	固定資産の取得にかかる補助金収入	343,150
	固定資産の取得にかかる雑収入	—
	投資による支出	△ 1,906,749
	財産収入による収入	220,692
	基金繰入金による収入	1,662,197
	<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 34,643,826</b>
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一時借入による収入	18,800,000
	一時借入金の返済による支出	△ 18,800,000
	建設改良費等の財源に充てる企業債収入	28,347,000
	建設改良費等の財源に充てた企業債償還	△ 11,318,230
	出資金による収入	6,910,000
	補助金による収入	2,618,680
	雑収入による収入	1,686,057
	保証金償還による支出	△ 1,662,197
	他会計繰出金による支出	△ 143,590
	<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>26,437,720</b>
	資金増加額	3,115,776
	資金期首残高	10,101,392
	資金期末残高	13,217,168

令和2年度神戸市高速鉄道事業会計予定貸借対照表

借		方	貸		方						
科	目	金	額	科	目	金	額				
			千円				千円				
<b>固</b>	<b>定</b>	<b>資</b>	<b>産</b>	<b>263,496,187</b>	<b>固</b>	<b>定</b>	<b>負</b>	<b>債</b>	<b>169,836,088</b>		
	運送施設有形固定資産	541,450,051			企	業	債	160,684,103			
	減価償却累計額	△ 286,536,920			引当金(退職給付引当金)			6,198,194			
	計	254,913,131			その他固定負債			2,953,791			
	付帯事業有形固定資産	14,552,265			<b>流</b>	<b>動</b>	<b>負</b>	<b>債</b>	<b>23,473,056</b>		
	減価償却累計額	△ 10,785,511			企	業	債	14,883,427			
	計	3,766,754			未	払	金	6,313,564			
	運送施設無形固定資産	716,603			前	受	金	1,605,058			
	投資	4,099,699			預	り	金	199,475			
<b>流</b>	<b>動</b>	<b>資</b>	<b>産</b>	<b>17,748,186</b>	引当金(賞与等引当金)			449,231			
	現金預金	13,217,168			その他流動負債			22,301			
	未収金	4,352,069			<b>繰</b>	<b>延</b>	<b>収</b>	<b>益</b>	<b>50,586,011</b>		
	貯蔵品	178,633			長	期	前	受	金	128,928,568	
	その他流動資産	316			収	益	化	累	計	額	△ 78,342,557
					<b>資</b>	<b>本</b>	<b>金</b>	<b>97,344,900</b>			
					<b>剰</b>	<b>余</b>	<b>金</b>	<b>△ 59,995,682</b>			
					資	本	剰	余	金	14,964,617	
					欠	損	金	△ 74,960,299			
					未	処	理	欠	損	金	△ 74,960,299
<b>合</b>	<b>計</b>	<b>281,244,373</b>			<b>合</b>	<b>計</b>	<b>281,244,373</b>				



## Ⅱ. 令和2年度主要事業

〈自動車事業会計・高速鉄道事業会計〉

# 令和2年度主要事業

## 1. 地域における交通利便性の確保

24,752,398 千円

### (1) 北神急行線の市営化

阪急電鉄グループが保有する北神急行線に関する資産等を交通局が譲り受けて、令和2年6月1日から、北神急行線の市営化を行う。既存インフラを有効に活用し、北神急行線の運賃を低減することで交通利便性を高め、沿線の魅力向上に繋げる。

#### 谷上－三宮間の運賃案

	現行	市営化後
普通運賃	大人：550円 小児：280円	大人：280円 小児：140円
普通定期（大人）	22,300円	10,620円
通学定期（大学生）	13,470円	6,210円
通学定期（中高生）	13,240円	5,900円
通学定期（小児）	6,740円	3,110円

※定期運賃は1カ月定期の運賃

### (2) 神戸北町地区と谷上駅を結ぶ市バス路線の新設等

北神急行線の市営化に合わせて、神戸北町地区と谷上駅を結ぶ新たな市バス路線を設ける。

あわせて市バス近郊区における市バス・地下鉄連絡定期割引を拡大（バス5%・地下鉄10%→バス10%・地下鉄10%）する。

## 2. 駅周辺のリノベーション

585,896 千円

駅は人々の生活や移動の基点であり、駅前空間の中心となる駅のリニューアルや駅周辺用地の有効活用によりリノベーションの一端を担う。

#### ・名谷駅

地域の玄関口としての魅力向上、駅利用者の利便性・快適性の向上を目指し、駅ビルのリニューアルに向けた設計に着手する。

#### ・西神中央駅

西区役所新庁舎や図書館、芸術ホールの整備といった駅周辺のリノベーションとともに住宅供給を強力に進めるための取り組みとして、交通局においては西神中央駅付近の交通局所有地の売却のための準備を行う。

### 3. 市バス事故を受けた対策

43,974 千円

平成 31 年 4 月 21 日に発生した市バス重大事故は市バスに対する市民やお客様の信頼を瞬時に瓦解させた、多大な社会的影響を生じたものであることを改めて認識し、総力を挙げて再発防止策を推進するとともに、信頼回復とより高次の安全実現に向け、あらゆる対策を行う。

#### (1) 再発防止に向けた研修・取り組み

営業所毎の過去の事件事例から、事故の特徴や危険箇所を共有する事故分析研修を行うほか、運輸安全マネジメント推進及び運行管理体制の再構築について、外部の専門機関の知見を積極的に得ながら、安全性向上の取り組みを進めていく。

また、市バス重大事故を風化させず、常に安全意識の抛り所とするため、4 月 16 日～5 月 15 日を「市バス事故ゼロ・安全安心運転推進月間」に設定し、市バス運行に携わるすべての職員に安全運行に対する意識を徹底させる。

#### (2) 健康管理体制の強化

全職員を対象に保健師による健康指導を実施するほか、健康診断での所見を有する職員を対象に脳ドックを実施し、健康管理体制の強化を図る。

#### (3) バス搭載ドライブレコーダーの更新

平成 20 年度から導入したドライブレコーダーについて、老朽化したものを 5 か年で順次更新する。運転状況を分析できるよう、加減速や燃費等を可視化できる最新装備のものへの更新を行い、運転士に対し運転操法そのものをより具体的に指導できる体制を充実する。同時に、より多面的に運行状況を記録するため、車体右方と車内後方のカメラの新設を行う。

#### (4) 衝突警報装置（モービルアイ）の設置

衝突の危険（車間距離・追突の危険性・歩行者の横断・車線逸脱等）が迫ると、アラーム音と専用モニターへの表示により警報する装置を一部の市バス車両に設置し、運転士の安全運転を支援し、事故防止並びに安全性向上に資する。

### 4. 人口減少・高齢化社会に対応した

#### 持続可能な交通体系の実現

#### (1) 市バス IC カード 2 タッチ化と乗車ポイントシステムの構築

1,170,500 千円

バス料金収受システムの更新にあわせて、令和 2 年度末から市バスの料金が均一の区間（市バス普通区）においても乗車時に IC カードをかざす 2 タッチ方式に変更することで、停留所ごとの乗降客数を正確に把握し、取得したデータを活用して、さらなるサービスの充実を検討する。

また、磁気定期券・磁気カードについては今後廃止し、現在市バス専用カードや U ラインカードをご利用いただいているお客様への代替サービスとして、乗車ポイントシステムを導入する。

さらに、バス車内の停名表示器を更新し、複数先までの停留所名の表示を可能にすることで、市バスのご利用頻度が少ないお客様にとっても、安心して目的地までスムーズお使いいただけるよう、サービスの充実を図る。

(スケジュール)

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| ・令和元年度末～令和2年度 | システム構築              |
| ・令和2年度中       | バス料金箱更新、乗車口IC読取り機設置 |
| ・令和2年度末       | ICカードの2タッチ化を実施      |
|               | 乗車ポイントシステム運用開始(バス)  |
| ・令和3年度        | 取得データを活用した路線の見直しの検討 |

## (2) 市バス配置基準の策定に向けた検討

4,500千円

ICカード2タッチ化により取得可能になる日々の乗降客数等の科学的根拠に基づいて、適切に路線を設定していくため、輸送力の配分基準を定めた「市バス配置基準」の策定に向けた検討を行う。

この市バス配置基準をもとに、移動需要に応じたバスの増減便や、路線バスと小規模な移動手段とのベストミックスを図ることで、これまで以上にきめ細やかで持続可能な交通環境の形成を目指す。

(スケジュール)

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| ・令和2年～3年度 | 有識者会議の設置および基準検討 |
| ・令和3年度上半期 | 市バス配置基準策定       |

## 5. 市バス運行情報の充実

27,110千円

お客様が検索サイトから路線検索をされた場合にも市バスのリアルタイムの運行情報(遅延時間等)をスマートフォン等でご確認いただけるようにシステムを改修することで、利便性の向上を図る。

(スケジュール)

- |         |          |
|---------|----------|
| ・令和2年度  | システム改修   |
| ・令和3年度中 | サービス運用開始 |

## 6. 海岸線の活性化

20,000千円

令和3年度中に、神戸市総合児童センター(子ども家庭センター・こべっこランド)が地下鉄和田岬駅北部に移転を予定していることから和田岬駅のトイレ改修等を行う。また、ストリートピアノの設置を促進する。

さらに、令和3年度に海岸線開業から20周年を迎えるため、赤ちゃんの手形を使った記念製作といったイベントに向けたPR等を実施し、認知度の向上とイメージアップを狙う。

## 7. 西神・山手線ホームドアの設置

- 千円

(債務負担限度額 5,264,829千円)

駅ホームからの転落や車両との接触事故を防止するため、接触事故の防止に有効なホームドアの設置を進める。令和2年度は、谷上駅を含む16駅のホームドア設置に向け、設計・施工・監理を実施する事業者を決定し、令和5年度中に西神・山手線全駅にホームドアを設置完了させる。

## 8. 新型車両の導入

5,312,934 千円

(債務負担限度額 4,219,050 千円)

西神・山手線車両全編成の更新を行う。既に契約済みの 28 編成については令和 4 年度までに順次導入する予定で、令和 2 年度は 6 編成を導入する。また、北神線車両については、令和 5 年度を目途に全編成を更新する。

新型車両は既存車に比べ、ホームドアとの連動対応、火災対策の強化、機器の故障時に迅速な対応が可能となる高度な機器監視装置の設置、戸ばさみの際に抜けやすくなる減圧機能付きの乗降扉の設置など安全性が向上している。また、バリアフリー対応・快適性向上、省エネ性向上にも考慮した仕様となっている。

## 9. 地下鉄駅施設のユニバーサル対応の推進

683,090 千円

ひとにやさしい地下鉄を目指して、多様な利用者のニーズに対応するため、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を進めていく。令和 2 年度は、西神・山手線において、湊川公園駅のエレベーター増設工事に着手し、神戸電鉄との乗換利便性を高めるとともに、新神戸駅の改札内下りエスカレーター設置工事の完了、長田駅のエレベーター更新を行う。また、西神・山手線三宮駅では、バリアフリー経路を確保する東西連絡通路の整備を進め、令和 2 年度中に供用を開始する。

## 10. 乗客増対策の推進

12,262 千円

乗客増対策として引き続き交通局自主イベントを行うほか、沿線地域・関係機関とタイアップした各種事業を積極的に展開していく。

さらに、交通局沿線情報サイト「神戸市交通局沿線 NAVI」や SNS を活用し、これらの取り組みを発信することで、より効果的な乗客増及び集客増を図る。

- ・沿線におけるイベントなどの誘致・実施
- ・トップスポーツチームとの連携事業の展開
- ・イオンモールとの連携
- ・沿線大学の新生等を対象とした市バス・地下鉄の P R

## 11. 市バス営業所の管理委託

4,728,383 千円

自動車事業における経営改善策として営業所の管理委託を継続する。魚崎営業所、松原営業所、落合営業所、西神営業所については平成 29 年度から令和 3 年度まで、中央南営業所については平成 30 年度から令和 4 年度まで、提案競技により選定した受託事業者へ営業所の管理委託を行う。

委託営業所	受託事業者
魚崎営業所	神戸交通振興(株)
中央南営業所	神姫バス(株)
松原営業所	阪急バス(株)
落合営業所	神姫バス(株)
西神営業所	〃



### Ⅲ. 関連議案

第25号議案

神戸市高速鉄道乗車料条例の一部を改正する条例の件  
神戸市高速鉄道乗車料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市高速鉄道乗車料条例の一部を改正する条例  
神戸市高速鉄道乗車料条例（昭和52年3月条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（北神区間の取扱い）

第2条の2 前条の規定にかかわらず，新神戸駅から谷上駅までの区間（以下「北神区間」という。）に係る料金は，同条第1項の対距離区間制によらず定めるものとする。

2 北神区間と北神区間以外の区間を連続して乗車する場合の料金は，それぞれの区間に係る料金の額を合計して得た額とする。

第3条第1項第1号ア中「470円」の次に「，北神区間にあつては430円」を加え，同項第2号中「普通料金の額から」を「第1号の普通料金（以下この号において「普通料金」という。）の額から」に改め，同項第3号アの表中

「

9 区間	18,380円	11,310円
------	---------	---------

を

」

「

9 区間	18,380円	11,310円
北神区間	16,770円	10,320円

に改め，同号エの表中

」

「

9 区間	36,910円	41,190円	27,590円
------	---------	---------	---------

を

」

「

9 区間	36,910円	41,190円	27,590円
北神区間	28,090円	31,400円	21,470円

に改め、

」

同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項及び前条第 2 項の規定にかかわらず、北神区間及び北神区間と北神区間以外の区間を連続して乗車する場合の料金は、次に掲げる料金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 普通料金 次に掲げる額

ア 大人

1 人 1 乗車につき北神区間にあつては 280 円、北神区間と 1 区間を連続して乗車する場合にあつては 280 円、北神区間と 2 区間を連続して乗車する場合にあつては 310 円、北神区間と 3 区間を連続して乗車する場合にあつては 350 円、北神区間と 4 区間を連続して乗車する場合にあつては 380 円、北神区間と 5 区間を連続して乗車する場合にあつては 420 円、北神区間と 6 区間を連続して乗車する場合にあつては 450 円、北神区間と 7 区間を連続して乗車する場合にあつては 480 円、北神区間と 8 区間を連続して乗車する場合にあつては 510 円

イ 小児

1 人 1 乗車につき北神区間にあつては 140 円、北神区間と 1 区間を連続して乗車する場合にあつては 140 円、北神区間と 2 区間を連続して乗車する場合にあつては 150 円、北神区間と 3 区間を連続して乗車する場合にあつては 170 円、北神区間と 4 区間を連続して乗車する場合にあつては 190 円、北神区間と 5 区間を連続して乗車する場合にあつては 210 円、北神区間と 6 区間を連続して乗車する場合にあつては 220 円、北神区間と 7 区間を連続して乗車する場合にあつては 240 円、北神区間と 8 区間を連続して乗車する場合にあつては 250 円

(2) 回数料金 第 1 号の普通料金（以下この号において「普通料金」という。）

の額からその 3 割に相当する額を控除して得た額以上普通料金の額以下に

において管理者が定める額

(3) 定期料金 次に掲げる額（10円未満の端数があるときは，これを切り上げて得た額）

ア 通用期間が1箇月のもの

種別 区間	普通定期料金	通学定期料金 (大学生に係るものに限る。)
北神区間	10,620円	6,210円
北神区間及びそれに連続して乗車する1区間	10,620円	6,210円
北神区間及びそれに連続して乗車する2区間	12,250円	7,170円
北神区間及びそれに連続して乗車する3区間	13,480円	7,890円
北神区間及びそれに連続して乗車する4区間	14,700円	8,600円
北神区間及びそれに連続して乗車する5区間	16,340円	9,550円
北神区間及びそれに連続して乗車する6区間	17,560円	10,260円
北神区間及びそれに連続して乗車する7区間	18,790円	11,000円
北神区間及びそれに		

連続して乗車する 8 区間	20,020円	11,710円
------------------	---------	---------

イ 通用期間が 3 箇月のもの

1 箇月の普通定期料金又は通学定期料金（大学生に係るものに限る。）  
の 3 倍に相当する額からその 5 分に相当する額を控除して得た額

ウ 通用期間が 6 箇月のもの

1 箇月の普通定期料金又は通学定期料金（大学生に係るものに限る。）  
の 6 倍に相当する額からその 1 割に相当する額を控除して得た額

エ 通用期間が 1 学期， 2 学期及び 3 学期のもの（大学生に係る通学定期料  
金に限る。）

種別 区間	1 学期定期料 金	2 学期定期料 金	3 学期定期料 金
北神区間	20,260円	22,620円	15,140円
北神区間及びそれに 連続して乗車する 1 区間	20,260円	22,620円	15,140円
北神区間及びそれに 連続して乗車する 2 区間	23,370円	26,090円	17,480円
北神区間及びそれに 連続して乗車する 3 区間	25,720円	28,700円	19,220円
北神区間及びそれに 連続して乗車する 4 区間	28,060円	31,320円	20,970円
北神区間及びそれに 連続して乗車する 5 区間	31,160円	34,790円	23,300円
北神区間及びそれに			

連続して乗車する 6 区間	33,510円	37,410円	25,050円
北神区間及びそれに 連続して乗車する 7 区間	35,840円	40,020円	26,790円
北神区間及びそれに 連続して乗車する 8 区間	38,190円	42,620円	28,540円
備考 この表において、「1学期」とは毎年4月8日から7月20日までを、「2学期」とは毎年9月1日から12月24日までを、「3学期」とは毎年1月8日から3月25日までをいう。			

オ 高校生に係る通学定期料金

アからエまでの規定に基づく大学生に係る通学定期料金の額からその5分に相当する額を控除して得た額

カ 中学生に係る通学定期料金

アからエまでの規定に基づく大学生に係る通学定期料金の額からその5分に相当する額を控除して得た額

キ 小児に係る通学定期料金

アからエまでの規定に基づく大学生に係る通学定期料金の額からその5割に相当する額を控除して得た額

第5条中「第3条第1項第1号」の次に「又は同条第2項第1号」を加え、「同項第2号」を「同条第1項第2号又は同条第2項第2号」に改める。

第6条第1項第1号中「第3条第1項第3号」の次に「又は同条第2項第3号」を加え、同項第2号各号列記以外の部分中「第3条第1項第3号」の次に「又は同条第2項第3号」を加える。

第7条第2項中「第3条第1項第1号」の次に「又は同条第2項第1号」を加える。

第8条第1項中「第3条第1項各号」の次に「若しくは同条第2項各号」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は，令和 2 年 6 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

### (経過措置)

- 2 施行日前にこの条例による改正前の神戸市高速鉄道乗車料条例第 6 条の 2 の規定に基づき発行された北神区間を含む回数券及び定期券その他の乗車券並びに北神急行電鉄株式会社及び神戸電鉄株式会社その他の会社により発行された北神区間を含む回数券及び定期券その他の乗車券であって，この条例の施行の際にまだ通用期間が満了していないものについては，なお従前の例により使用することができるものとする。

## 理 由

北神急行線と本市高速鉄道の一体的運行に伴い乗車料金を改定するに当たり，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市高速鉄道乗車料条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(対距離区間制)

第2条 略

(北神区間の取扱い)

第2条の2 前条の規定にかかわらず、新神戸駅から谷上駅までの区間（以下「北神区間」という。）に係る料金は、同条第1項の対距離区間制によらず定めるものとする。

2 北神区間と北神区間以外の区間を連続して乗車する場合の料金は、それぞれの区間に係る料金の額を合計して得た額とする。

(料金)

第3条 料金は、次に掲げる料金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 普通料金 次に掲げる額の範囲内において  
交通事業管理者（以下「管理者」という。）  
が定める額

ア 大人（12歳以上の者（イの小児に該当する者を除く。）をいう。以下同じ。）

1人1乗車につき1区間にあつては210円、2区間にあつては240円、3区間にあつては280円、4区間にあつては310円、5区間にあつては350円、6区間にあつては380円、7区間にあつては410円、8区間にあつては440円、9区間にあつては470円

北神区間にあつては430円

イ 略

(2) 回数料金 普通料金の額からその3割に相当する額を控除して得た額以上普通料金の額以下において管理者が定める額

(3) 定期料金 次に掲げる額（10円未満の端数があるときは、これを切り上げて得た額）の範囲内において管理者が定める額

ア 通用期間が1箇月のもの

種別 区間	普通定期料金	通学定期料金
略	略	略
9区間	<u>18,380円</u>	<u>11,310円</u>
_____	_____	_____

イ, ウ 略

エ 通用期間が1学期、2学期及び3学期のもの（通学定期料金に限る。）

種別 区間	1学期定期料金	2学期定期料金	3学期定期料金
略	略	略	略
9区間	<u>36,910円</u>	<u>41,190円</u>	<u>27,590円</u>
_____	_____	_____	_____
備考 略			

オ～ク 略

第1号の普通料金（以下この号

において「普通料金」という。）の額から

種別 区間	普通定期料金	通学定期料金
略	略	略
9区間	<u>18,380円</u>	<u>11,310円</u>
北神区 間	<u>16,770円</u>	<u>10,320円</u>

種別 区間	1学期定期料金	2学期定期料金	3学期定期料金
略	略	略	略
9区間	<u>36,910円</u>	<u>41,190円</u>	<u>27,590円</u>
北神区 間	<u>28,090円</u>	<u>31,400円</u>	<u>21,470円</u>

2 前項及び前条第2項の規定にかかわらず、北神区間及び北神区間と北神区間以外の区間を連続して乗車する場合の料金は、次に掲げる料金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 普通料金 次に掲げる額

ア 大人

1人1乗車につき北神区間にあつては  
280円、北神区間と1区間を連続して乗車  
する場合にあつては280円、北神区間と2  
区間を連続して乗車する場合にあつては  
310円、北神区間と3区間を連続して乗車  
する場合にあつては350円、北神区間と4  
区間を連続して乗車する場合にあつては  
380円、北神区間と5区間を連続して乗車  
する場合にあつては420円、北神区間と6  
区間を連続して乗車する場合にあつては  
450円、北神区間と7区間を連続して乗車  
する場合にあつては480円、北神区間と8  
区間を連続して乗車する場合にあつては  
510円

イ 小児

1人1乗車につき北神区間にあつては  
140円、北神区間と1区間を連続して乗車  
する場合にあつては140円、北神区間と2  
区間を連続して乗車する場合にあつては  
150円、北神区間と3区間を連続して乗車  
する場合にあつては170円、北神区間と4  
区間を連続して乗車する場合にあつては  
190円、北神区間と5区間を連続して乗車  
する場合にあつては210円、北神区間と6  
区間を連続して乗車する場合にあつては  
220円、北神区間と7区間を連続して乗車  
する場合にあつては240円、北神区間と8  
区間を連続して乗車する場合にあつては

---



---



---



---



---



---



---



---



---



---


250円

(2) 回数料金 第1号の普通料金（以下この号において「普通料金」という。）の額からその3割に相当する額を控除して得た額以上普通料金の額以下において管理者が定める額

(3) 定期料金 次に掲げる額（10円未満の端数があるときは、これを切り上げて得た額）

ア 通用期間が1箇月のもの

種別 区間	普通定期料金	通学定期料金（大学生に係るものに限る。）
北神区間	10,620円	6,210円
北神区間及びそれに連続して乗車する1区間	10,620円	6,210円
北神区間及びそれに連続して乗車する2区間	12,250円	7,170円
北神区間及びそれに連続して乗車する3区間	13,480円	7,890円
北神区間及びそれに連続して乗車	14,700円	8,600円


する 4 区間		
北神区間及びそれに連続して乗車する 5 区間	16,340円	9,550円
北神区間及びそれに連続して乗車する 6 区間	17,560円	10,260円
北神区間及びそれに連続して乗車する 7 区間	18,790円	11,000円
北神区間及びそれに連続して乗車する 8 区間	20,020円	11,710円

---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---

イ 通用期間が 3 箇月のもの

1 箇月の普通定期料金又は通学定期料金（大学生に係るものに限る。）の 3 倍に相当する額からその 5 分に相当する額を控除して得た額

ウ 通用期間が 6 箇月のもの

1 箇月の普通定期料金又は通学定期料金（大学生に係るものに限る。）の 6 倍に相当する額からその 1 割に相当する額を控除して得た額

エ 通用期間が 1 学期、2 学期及び 3 学期のもの（大学生に係る通学定期料金に限


る。)

種別 区間	1 学期 定期料 金	2 学期 定期料 金	3 学期 定期料 金
北神区間	20,260 円	22,620 円	15,140 円
北神区間及 びそれに連 続して乗車 する 1 区間	20,260 円	22,620 円	15,140 円
北神区間及 びそれに連 続して乗車 する 2 区間	23,370 円	26,090 円	17,480 円
北神区間及 びそれに連 続して乗車 する 3 区間	25,720 円	28,700 円	19,220 円
北神区間及 びそれに連 続して乗車 する 4 区間	28,060 円	31,320 円	20,970 円
北神区間及 びそれに連 続して乗車 する 5 区間	31,160 円	34,790 円	23,300 円
北神区間及 びそれに連 続して乗車 する 6 区間	33,510 円	37,410 円	25,050 円



し普通乗車券を、同項第2号の回数料金を支払った者に対し回数券を発行する。

(定期券)

第6条 管理者は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める定期券を発行する。

(1) 常時、区間を同じくして乗車する者で第

3条第1項第3号\_\_\_\_\_の

普通定期料金を支払ったもの 普通定期券

(2) 次のいずれかに掲げる者で第3条第1項

第3号\_\_\_\_\_の通学定期料

金を支払ったもの 通学定期券

ア～エ 略

2 略

(団体乗車券)

第7条 管理者は、事業上支障がないと認めるときは、団体乗車券を発行することができる。

2 管理者は、前項の団体乗車券の料金について、第3条第1項第1号\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の普通料金の2割以内において割引をす

ることができる。

(料金の減額又は免除)

第8条 管理者は、特別の理由があると認める場合その他事業上必要があると認める場合

は、第3条第1項各号\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に掲げる料金、第6条の2の規定により定

められた連絡乗車券に係る料金又は次条に規

定する前払式料金カードの発売額を減額し、

又は免除することができる。

2 略

同条第1項第2号又は同条第2項

第2号

又は同条第2項第3号

又は同条第2項第3号

又は同条第2項第1

号

若しくは同条第2項各

号

## 北神急行線と市営地下鉄との一体的運行に伴う条例改正の概要

## 1. 改正の概要

令和 2 年 6 月 1 日に予定している北神急行線と市営地下鉄との一体的運行に伴う運賃改定を実施するため、神戸市高速鉄道乗車料条例の改正を行う。

## 2. 運賃案の内容

## (1) 運賃の考え方

現行条例では、第 2 条第 1 項において「料金は、対距離区間制（一定の距離により区間を定め、乗車区間の区間数に応じて料金を定める制度をいう。）によるものとする。」としているが、新神戸駅から谷上駅間については、その例外として北神区間の運賃を定める。

条例に定める北神区間の運賃は、鉄道事業の譲渡及び譲受の認可を国から受けることから、現北神急行線が認可を受けている上限運賃（普通運賃 430 円＝県と市からの補助金交付による値下げ前の運賃（平成 9 年 4 月 1 日実施）を引き継ぐこととなる。また、低減後の実施運賃（普通運賃 280 円）についても条例において定める。

西神・山手線及び海岸線と北神区間を連続して乗車する場合の上限運賃は、それぞれの区間の上限運賃の合計金額として、条例に定める。また、乗継割引後の実施運賃（上限運賃から乗継割引額 210 円を減じた額）についても条例において定める。

※上限運賃：鉄道事業法第 16 条第 1 項に基づき国土交通大臣から認可を受ける  
運賃の上限

実施運賃：鉄道事業法第 16 条第 3 項に基づき上限運賃の範囲内で国土交通大臣に  
届け出る実際に旅客に適用する運賃

## (2) 運賃詳細案（実施運賃）

別紙 1 のとおり

## 3. 条例改正案の内容

- (1) 第 2 条の 2 を新設し、北神区間を対距離区間制の例外とし、北神区間と北神区間以外の乗継の場合の運賃は、その合計金額とすることを定める。
- (2) 第 3 条第 1 項第 1 号において、北神区間の上限普通運賃を定める。
- (3) 第 3 条第 1 項第 3 号において、北神区間の上限定期運賃を定める。
- (4) 第 3 条第 2 項を第 3 項とし、第 2 項で北神区間の実施運賃並びに北神区間と北神区間以外を連続して乗車する場合の実施運賃（乗継割引後の額）を定める。
- (5) 第 3 条第 1 項第 2 号、第 5 条～第 8 条において、北神区間等の実施運賃を条例に定めたことによる修正を行う。

## 4. スケジュール

令和元年 12 月	鉄道事業の譲渡及び譲受の認可申請
令和 2 年 2 月	条例改正案上程
令和 2 年 3 月以降	実施運賃の届出
令和 2 年 6 月 1 日	北神急行線と市営地下鉄との一体的運行の開始（運賃改定実施）

別紙1：運賃詳細案

◆普通旅客運賃

区数	大人			小児		
	現行	改定案	差額	現行	改定案	差額
北神区間	370円	280円	90円	190円	140円	50円
北神区間+1区間	550円	280円	270円	280円	140円	140円
北神区間+2区間	580円	310円	270円	290円	150円	140円
北神区間+3区間	620円	350円	270円	310円	170円	140円
北神区間+4区間	650円	380円	270円	330円	190円	140円
北神区間+5区間	690円	420円	270円	350円	210円	140円
北神区間+6区間	720円	450円	270円	360円	220円	140円
北神区間+7区間	750円	480円	270円	380円	240円	140円
北神区間+8区間	780円	510円	270円	390円	250円	140円

◆定期旅客運賃（1箇月・大人）

区数	普通定期			通学定期		
	現行	改定案	差額	現行	改定案	差額
北神区間	14,140円	10,620円	3,520円	8,690円	6,530円	2,160円
北神区間+1区間	22,300円	10,620円	11,680円	13,720円	6,530円	7,190円
北神区間+2区間	23,540円	12,250円	11,290円	14,470円	7,540円	6,930円
北神区間+3区間	24,760円	13,480円	11,280円	15,220円	8,300円	6,920円
北神区間+4区間	26,390円	14,700円	11,690円	16,230円	9,050円	7,180円
北神区間+5区間	27,620円	16,340円	11,280円	16,990円	10,050円	6,940円
北神区間+6区間	28,840円	17,560円	11,280円	17,740円	10,800円	6,940円
北神区間+7区間	30,060円	18,790円	11,270円	18,490円	11,570円	6,920円
北神区間+8区間	31,300円	20,020円	11,280円	19,250円	12,320円	6,930円

◆定期旅客運賃（通学定期1箇月・大学生、中学生・高校生）

区数	通学定期（大学生）			通学定期（中学生・高校生）		
	現行	改定案	差額	現行	改定案	差額
北神区間	8,690円	6,210円	2,480円	8,690円	5,900円	2,790円
北神区間+1区間	13,470円	6,210円	7,260円	13,240円	5,900円	7,340円
北神区間+2区間	14,190円	7,170円	7,020円	13,920円	6,820円	7,100円
北神区間+3区間	14,900円	7,890円	7,010円	14,590円	7,500円	7,090円
北神区間+4区間	15,860円	8,600円	7,260円	15,510円	8,170円	7,340円
北神区間+5区間	16,580円	9,550円	7,030円	16,190円	9,080円	7,110円
北神区間+6区間	17,290円	10,260円	7,030円	16,860円	9,750円	7,110円
北神区間+7区間	18,000円	11,000円	7,000円	17,540円	10,450円	7,090円
北神区間+8区間	18,730円	11,710円	7,020円	18,230円	11,130円	7,100円

※通学定期（小児）は通学定期（大学生）の半額（10円未満の端数は切り上げ）